

取替法採用承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第 10 条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「取替資産の名称 1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第 10 条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類及び品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。
 - (2) 「同上の法人税法施行規則第 10 条各号の区分 2」欄には、(1)の資産の法規第 10 条各号の区分を記載してください。
 - (3) 「所在する場所 3」欄には、(1)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。
 - (4) 「数量 4」、「取得価額 5」及び「帳簿価額 6」の各欄には、(1)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。
 - (5) 「参考事項」欄には、(1)の資産について 1 年間で使用に耐えなくなって取り替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 4 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) みなし承認
この申請書を提出した場合において、取替法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。